

「国立大学法人大阪大学教職員給与規程」の一部改正（案）

現 行

(略)

(基本給表の種類等)

第11条 基本給表の種類は、次に掲げるとおりとする。

(1) 一般職基本給表（別表第1）

ア 一般職基本給表（一）

イ 一般職基本給表（二）

(2) 教育職基本給表（別表第2）

ア 教育職基本給表（一）

イ 教育職基本給表（二）

(3) 医療職基本給表（別表第3）

ア 医療職基本給表（A）

イ 医療職基本給表（B）

(4) 指定職基本給表（別表第4）

2 前項の基本給表に定める基本給の額は、国家公務員等の給与改定状況のほか、大学の財務状況等を勘案し、これを改定するものとする。

(略)

(基本給の調整額)

第24条 職務の複雑さ、困難さ、責任の程度、労働の強度、勤務時間、就労環境その他の労働条件が、同じ職務の級に属する他の教職員と比べて著しく特殊な教職員については、その職務の特殊性に基づき、基本給の調整を行うことができる。

2 前項の規定による基本給の調整を行う職は、別表第5に掲げる勤務箇所に勤務する同表の教職員欄に掲げる教職員の占める職とする。

改 正（案）

(略)

(同左)

第11条 同左

(1) 同左

ア 同左

イ 同左

(2) 同左

ア 同左

イ 同左

(3) 同左

ア 同左

イ 同左

(4) 同左

2 同左

(略)

(同左)

第24条 同左

2 同左

3 前項の調整額は、当該教職員に適用される基本給表及び職務の級に応じて、別表第6に掲げる調整基本額（その額が基本給月額 100 分の 4.5 を超えるときは、基本給月額 100 分の 4.5 に相当する額とし、その額に 1 円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額とする。ただし、教育職基本給表（一）適用者を除く。）に別表第5の調整数を乗じて得た額とする。

4 前項の規定にかかわらず、基本給の調整額が基本給月額 100 分の 25 を超えるときは、基本給月額 100 分の 25 に相当する額とする。ただし、教育職基本給表（一）適用者については、この限りでない。

（略）

（医師等調整手当）

第26条 医学又は歯学に関する専門的知識を必要とし、かつ、大学が別に定める職に新たに採用され又は当該職に異動した教職員（教育職基本給表（一）の適用を受ける教職員であって、医師免許証又は歯科医師免許証を有する者に限る。）に対しては、月額**50,000円**を超えない範囲内の額を採用又は異動（以下「採用等」という。）の日から35年以内の期間、医師等調整手当として支給する。

2 前項の手当の額は、採用等の日から1年を経過するごとにその額を減じるものとし、その月額は、採用等の日以後の期間の区分に応じ、別表第8に掲げる額とする。

3 前2項に規定するほか、医師等調整手当の支給に関し必要な事項は、別に定める。

（略）

別表第2 教育職基本給表（第11条関係）

別紙のとおり

3 同左

4 同左

（略）

（同左）

第26条 医学又は歯学に関する専門的知識を必要とし、かつ、大学が別に定める職に新たに採用され又は当該職に異動した教職員（教育職基本給表（一）の適用を受ける教職員であって、医師免許証又は歯科医師免許証を有する者に限る。）に対しては、月額**50,300円**を超えない範囲内の額を採用又は異動（以下「採用等」という。）の日から35年以内の期間、医師等調整手当として支給する。

2 同左

3 同左

（略）

別表第2 同左

別紙のとおり

(略)

別表第6 調整基本額 (第24条関係)

別紙のとおり

(略)

別表第8 医師等調整手当 (第26条関係)

別紙のとおり

(略)

別紙第6 同左

別紙のとおり

(略)

別表第8 同左

別紙のとおり

別表第2 教育職基本給表（第11条関係）

ア 教育職基本給表（一）

（～平27.3.31）

職務の級	1級	2級	3級	4級	5級
号俸	基本給月額	基本給月額	基本給月額	基本給月額	基本給月額
	円	円	円	円	円
加給金額	—	10,400	23,800	25,400	30,000
		(略)			

注1 2級、3級、4級又は5級のいずれかの級に該当する者（2級該当者は助教の職にあるものに限る。）については、各級の号俸に定める金額に加給金額にある額を加算した額をもって、その基本給月額とする。

注2 この表の適用は、平成27年3月31日までとする。

別表第2 同左

ア 同左

（～平27.3.31）

職務の級	1級	2級	3級	4級	5級
号俸	基本給月額	基本給月額	基本給月額	基本給月額	基本給月額
	円	円	円	円	円
加給金額	—	10,500	(同左)	(同左)	(同左)
		(略)			

同左

同左

別表第6 調整基本額 (第24条関係)

ア 一般職基本給表 (一)

職務の級	調整基本額
1級	6,500円
2級	8,400円
3級	9,600円
4級	10,200円
5級	10,600円
6級	11,100円
7級	12,000円
8級	12,700円
9級	14,300円
10級	15,900円

イ 一般職基本給表 (二)

職務の級	調整基本額
1級	5,900円
2級	7,400円
3級	8,400円
4級	8,700円
5級	9,600円

ウ 教育職基本給表 (一)

職務の級	調整基本額
1級	9,000円
2級	10,400円
3級	11,900円
4級	12,700円
5級	15,000円

エ 教育職基本給表 (二)

職務の級	調整基本額
2級	11,200円

オ 医療職基本給表 (A)

職務の級	調整基本額
1級	6,200円
2級	8,000円
3級	9,100円
4級	9,600円
5級	10,500円
6級	11,200円
7級	12,200円
8級	13,800円

カ 医療職基本給表 (B)

職務の級	調整基本額
1級	8,000円
2級	9,400円
3級	9,700円
4級	10,000円
5級	10,300円
6級	11,600円
7級	12,500円

別表第6 同左

ア 一般職基本給表 (一)

職務の級	調整基本額
1級	6,600円
2級	8,500円
3級	(同左)
4級	(同左)
5級	(同左)
6級	11,200円
7級	12,100円
8級	(同左)
9級	(同左)
10級	(同左)

イ 一般職基本給表 (二)

職務の級	調整基本額
1級	6,000円
2級	(同左)
3級	8,500円
4級	(同左)
5級	(同左)

ウ 教育職基本給表 (一)

職務の級	調整基本額
1級	(同左)
2級	10,500円
3級	(同左)
4級	(同左)
5級	(同左)

エ 教育職基本給表 (二)

職務の級	調整基本額
2級	11,800円

オ 医療職基本給表 (A)

職務の級	調整基本額
1級	(同左)
2級	(同左)
3級	(同左)
4級	9,700円
5級	(同左)
6級	11,300円
7級	(同左)
8級	(同左)

カ 医療職基本給表 (B)

職務の級	調整基本額
1級	8,100円
2級	(同左)
3級	(同左)
4級	(同左)
5級	10,400円
6級	(同左)
7級	(同左)

別表第8 医師等調整手当(第26条関係)

期間の区分	手当の額
	円
1年未満	50,000
1年以上2年未満	50,000
2年以上3年未満	50,000
3年以上4年未満	50,000
4年以上5年未満	50,000
5年以上6年未満	50,000
6年以上7年未満	48,200
7年以上8年未満	46,400
8年以上9年未満	44,600
9年以上10年未満	42,800
10年以上11年未満	41,000
11年以上12年未満	39,200
12年以上13年未満	37,400
13年以上14年未満	35,600
14年以上15年未満	34,200
15年以上16年未満	32,800
16年以上17年未満	31,400
17年以上18年未満	30,000
18年以上19年未満	28,600
19年以上20年未満	27,200
20年以上21年未満	25,800
21年以上22年未満	25,200
22年以上23年未満	24,600
23年以上24年未満	23,700
24年以上25年未満	23,100
25年以上26年未満	22,500
26年以上27年未満	21,900
27年以上28年未満	21,300
28年以上29年未満	20,600
29年以上30年未満	20,300
30年以上31年未満	19,900
31年以上32年未満	19,300
32年以上33年未満	18,500
33年以上34年未満	17,600
34年以上35年未満	16,900
35年以上	0

別表第8 同左

期間の区分	手当の額
	円
1年未満	50,300
1年以上2年未満	50,300
2年以上3年未満	50,300
3年以上4年未満	50,300
4年以上5年未満	50,300
5年以上6年未満	50,300
6年以上7年未満	48,500
7年以上8年未満	46,700
8年以上9年未満	44,900
9年以上10年未満	43,100
10年以上11年未満	41,300
11年以上12年未満	39,500
12年以上13年未満	37,700
13年以上14年未満	35,900
14年以上15年未満	34,500
15年以上16年未満	33,100
16年以上17年未満	31,700
17年以上18年未満	30,300
18年以上19年未満	28,900
19年以上20年未満	27,500
20年以上21年未満	26,100
21年以上22年未満	25,500
22年以上23年未満	24,900
23年以上24年未満	23,900
24年以上25年未満	23,300
25年以上26年未満	22,700
26年以上27年未満	22,100
27年以上28年未満	21,500
28年以上29年未満	20,700
29年以上30年未満	20,400
30年以上31年未満	20,000
31年以上32年未満	19,400
32年以上33年未満	(同左)
33年以上34年未満	(同左)
34年以上35年未満	(同左)
35年以上	(同左)

「国立大学法人大阪大学任期付教職員給与規程」の一部改正（案）

現 行

(略)

(基本給表の種類等)

第11条 基本給表の種類は、次に掲げるとおりとする。

(1) 一般職基本給表（別表第1）

ア 一般職基本給表（一）

イ 一般職基本給表（二）

(2) 教育職基本給表（別表第2）

ア 教育職基本給表（一）

イ 教育職基本給表（二）

(3) 医療職基本給表（別表第3）

ア 医療職基本給表（A）

イ 医療職基本給表（B）

(4) 指定職基本給表（別表第4）

2 前項の基本給表に定める基本給の額は、国家公務員等の給与改定状況のほか、大学の財務状況等を勘案し、これを改定するものとする。

(略)

(基本給の調整額)

第23条 職務の複雑さ、困難さ、責任の程度、労働の強度、勤務時間、就労環境その他の労働条件が、同じ職務の級に属する他の教職員と比べて著しく特殊な教職員については、その職務の特殊性に基づき、基本給の調整を行うことができる。

2 前項の規定による基本給の調整を行う職は、別表第5に掲げる勤務箇所に勤務する同表の教職員欄に掲げる教職員の占める職とする。

改 正（案）

(略)

(同左)

第11条 同左

(1) 同左

ア 同左

イ 同左

(2) 同左

ア 同左

イ 同左

(3) 同左

ア 同左

イ 同左

(4) 同左

2 同左

(略)

(同左)

第23条 同左

2 同左

- 3 前項の調整額は、当該教職員に適用される基本給表及び職務の級に応じて、別表第6に掲げる調整基本額（その額が基本給月額 100 分の 4.5 を超えるときは、基本給月額 100 分の 4.5 に相当する額とし、その額に 1 円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額とする。ただし、教育職基本給表（一）適用者を除く。）に別表第5の調整数を乗じて得た額とする。
- 4 前項の規定にかかわらず、基本給の調整額が基本給月額 100 分の 25 を超えるときは、基本給月額 100 分の 25 に相当する額とする。ただし、教育職基本給表（一）適用者については、この限りでない。

（略）

（医師等調整手当）

第25条 医学又は歯学に関する専門的知識を必要とし、かつ、大学が別に定める職に新たに採用され又は当該職に異動した教職員（教育職基本給表（一）の適用を受ける教職員であって、医師免許証又は歯科医師免許証を有する者に限る。）に対しては、月額**50,000円**を超えない範囲内の額を採用又は異動（以下「採用等」という。）の日から35年以内の期間、医師等調整手当として支給する。

- 2 前項の手当の額は、採用等の日から1年を経過するごとにその額を減じるものとし、その月額は、採用等の日以後の期間の区分に応じ、別表第8に掲げる額とする。
- 3 前2項に規定するほか、医師等調整手当の支給に関し必要な事項は、別に定める。

（略）

別表第2 教育職基本給表（第11条関係）

別紙のとおり

3 同左

4 同左

（略）

（同左）

第25条 医学又は歯学に関する専門的知識を必要とし、かつ、大学が別に定める職に新たに採用され又は当該職に異動した教職員（教育職基本給表（一）の適用を受ける教職員であって、医師免許証又は歯科医師免許証を有する者に限る。）に対しては、月額**50,300円**を超えない範囲内の額を採用又は異動（以下「採用等」という。）の日から35年以内の期間、医師等調整手当として支給する。

2 同左

3 同左

（略）

別表第2 同左

別紙のとおり

(略)

別表第6 調整基本額 (第23条関係)

別紙のとおり

(略)

別表第8 医師等調整手当 (第25条関係)

別紙のとおり

(略)

別表第6 同左

別紙のとおり

(略)

別表第8 同左

別紙のとおり

別表第2 教育職基本給表（第11条関係）
ア 教育職基本給表（一）

（～平27.3.31）

職務の級 号俸	1級 基本給月額	2級 基本給月額	3級 基本給月額	4級 基本給月額	5級 基本給月額
	円	円	円	円	円
加給金額	—	10,400	23,800	25,400	30,000
		(略)			

注1 2級、3級、4級又は5級のいずれかの級に該当する者（2級該当者は助教の職にあるものに限る。）については、各級の号俸に定める金額に加給金額にある額を加算した額をもって、その基本給月額とする。

注2 この表の適用は、平成27年3月31日までとする。

別表第2 同左
ア 同左

（～平27.3.31）

職務の級 号俸	1級 基本給月額	2級 基本給月額	3級 基本給月額	4級 基本給月額	5級 基本給月額
	円	円	円	円	円
加給金額	—	10,500	(同左)	(同左)	(同左)
		(略)			

同左

同左

別表第6 調整基本額 (第23条関係)

ア 一般職基本給表 (一)

職務の級	調整基本額
1級	6,500円
2級	8,400円
3級	9,600円
4級	10,200円
5級	10,600円
6級	11,100円
7級	12,000円
8級	12,700円
9級	14,300円
10級	15,900円

イ 一般職基本給表 (二)

職務の級	調整基本額
1級	5,900円
2級	7,400円
3級	8,400円
4級	8,700円
5級	9,600円

ウ 教育職基本給表 (一)

職務の級	調整基本額
1級	9,000円
2級	10,400円
3級	11,900円
4級	12,700円
5級	15,000円

エ 教育職基本給表 (二)

職務の級	調整基本額
2級	11,200円

オ 医療職基本給表 (A)

職務の級	調整基本額
1級	6,200円
2級	8,000円
3級	9,100円
4級	9,600円
5級	10,500円
6級	11,200円
7級	12,200円
8級	13,800円

カ 医療職基本給表 (B)

職務の級	調整基本額
1級	8,000円
2級	9,400円
3級	9,700円
4級	10,000円
5級	10,300円
6級	11,600円
7級	12,500円

別表第6 同左

ア 一般職基本給表 (一)

職務の級	調整基本額
1級	6,600円
2級	8,500円
3級	(同左)
4級	(同左)
5級	(同左)
6級	11,200円
7級	12,100円
8級	(同左)
9級	(同左)
10級	(同左)

イ 一般職基本給表 (二)

職務の級	調整基本額
1級	6,000円
2級	(同左)
3級	8,500円
4級	(同左)
5級	(同左)

ウ 教育職基本給表 (一)

職務の級	調整基本額
1級	(同左)
2級	10,500円
3級	(同左)
4級	(同左)
5級	(同左)

エ 教育職基本給表 (二)

職務の級	調整基本額
2級	11,800円

オ 医療職基本給表 (A)

職務の級	調整基本額
1級	(同左)
2級	(同左)
3級	(同左)
4級	9,700円
5級	(同左)
6級	11,300円
7級	(同左)
8級	(同左)

カ 医療職基本給表 (B)

職務の級	調整基本額
1級	8,100円
2級	(同左)
3級	(同左)
4級	(同左)
5級	10,400円
6級	(同左)
7級	(同左)

別表第8 医師等調整手当(第25条関係)

期間の区分	手当の額
	円
1年未満	50,000
1年以上2年未満	50,000
2年以上3年未満	50,000
3年以上4年未満	50,000
4年以上5年未満	50,000
5年以上6年未満	50,000
6年以上7年未満	48,200
7年以上8年未満	46,400
8年以上9年未満	44,600
9年以上10年未満	42,800
10年以上11年未満	41,000
11年以上12年未満	39,200
12年以上13年未満	37,400
13年以上14年未満	35,600
14年以上15年未満	34,200
15年以上16年未満	32,800
16年以上17年未満	31,400
17年以上18年未満	30,000
18年以上19年未満	28,600
19年以上20年未満	27,200
20年以上21年未満	25,800
21年以上22年未満	25,200
22年以上23年未満	24,600
23年以上24年未満	23,700
24年以上25年未満	23,100
25年以上26年未満	22,500
26年以上27年未満	21,900
27年以上28年未満	21,300
28年以上29年未満	20,600
29年以上30年未満	20,300
30年以上31年未満	19,900
31年以上32年未満	19,300
32年以上33年未満	18,500
33年以上34年未満	17,600
34年以上35年未満	16,900
35年以上	0

別表第8 同左

期間の区分	手当の額
	円
1年未満	50,300
1年以上2年未満	50,300
2年以上3年未満	50,300
3年以上4年未満	50,300
4年以上5年未満	50,300
5年以上6年未満	50,300
6年以上7年未満	48,500
7年以上8年未満	46,700
8年以上9年未満	44,900
9年以上10年未満	43,100
10年以上11年未満	41,300
11年以上12年未満	39,500
12年以上13年未満	37,700
13年以上14年未満	35,900
14年以上15年未満	34,500
15年以上16年未満	33,100
16年以上17年未満	31,700
17年以上18年未満	30,300
18年以上19年未満	28,900
19年以上20年未満	27,500
20年以上21年未満	26,100
21年以上22年未満	25,500
22年以上23年未満	24,900
23年以上24年未満	23,900
24年以上25年未満	23,300
25年以上26年未満	22,700
26年以上27年未満	22,100
27年以上28年未満	21,500
28年以上29年未満	20,700
29年以上30年未満	20,400
30年以上31年未満	20,000
31年以上32年未満	19,400
32年以上33年未満	(同左)
33年以上34年未満	(同左)
34年以上35年未満	(同左)
35年以上	(同左)